公益社団法人茨城県薬剤師会 研修会

学校給食を支える衛生管理の基本 ~HACCPに沿った衛生管理のポイント~

公益社団法人茨城県食品衛生協会 専務理事兼事務局長 松本 徹

本日の研修会の流れ

- ・最近の食中毒発生の状況
- ・HACCPに沿った食品衛生管理
- ・学校給食における衛生管理

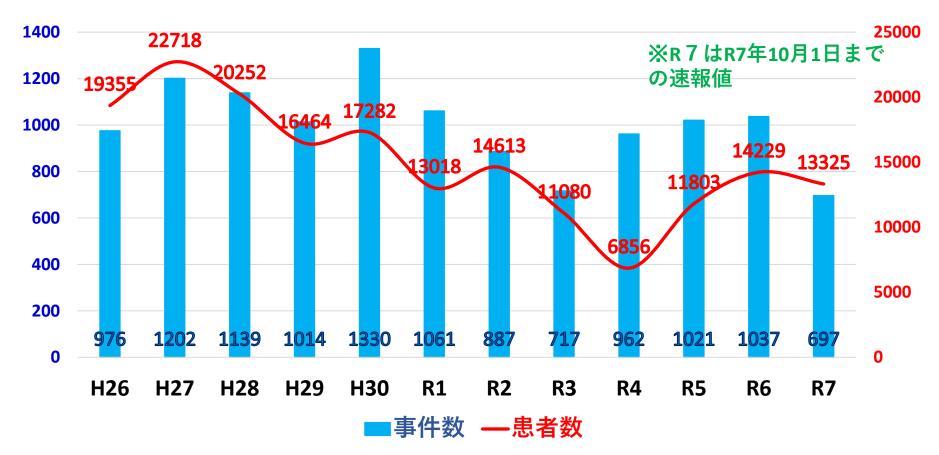
食中毒の発生状況

参考

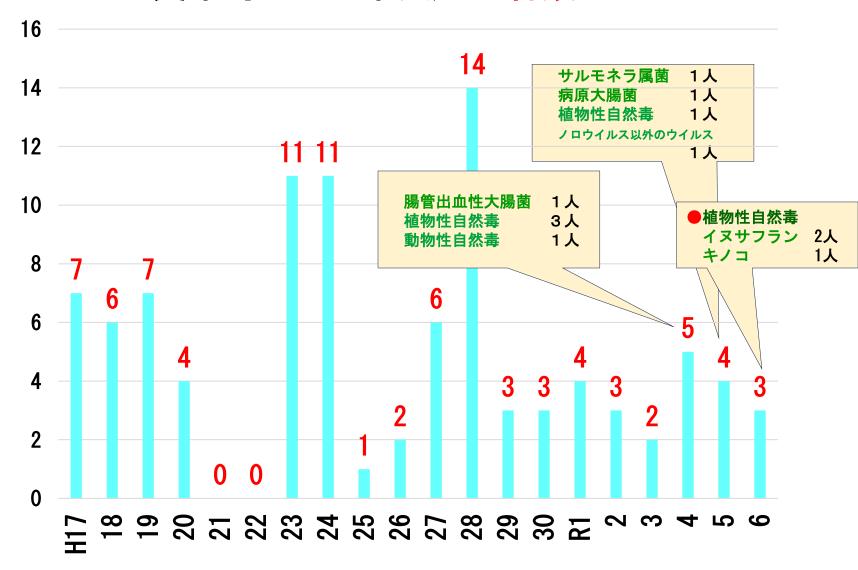
平成10年 3,010件 46,179名 昭和60年 1,177件 44,102名

食中毒発生状況の年次推移(全国)

(平成26年~令和7年)

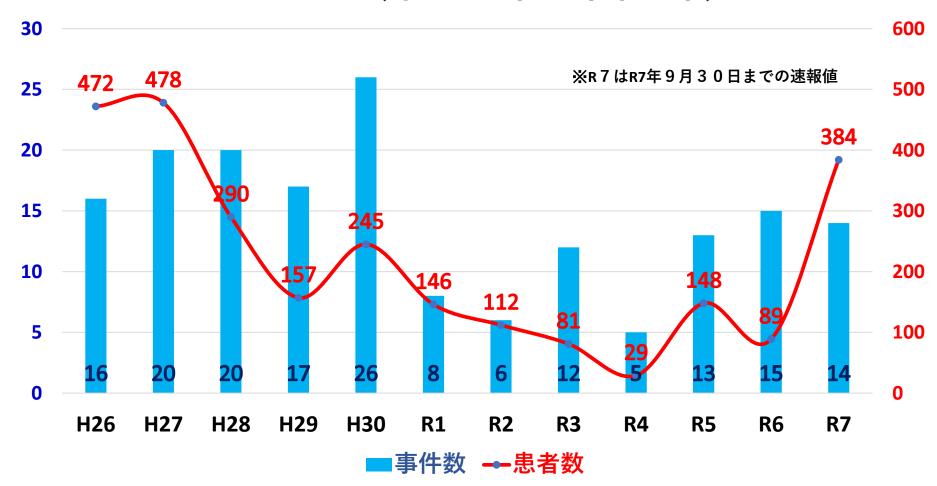


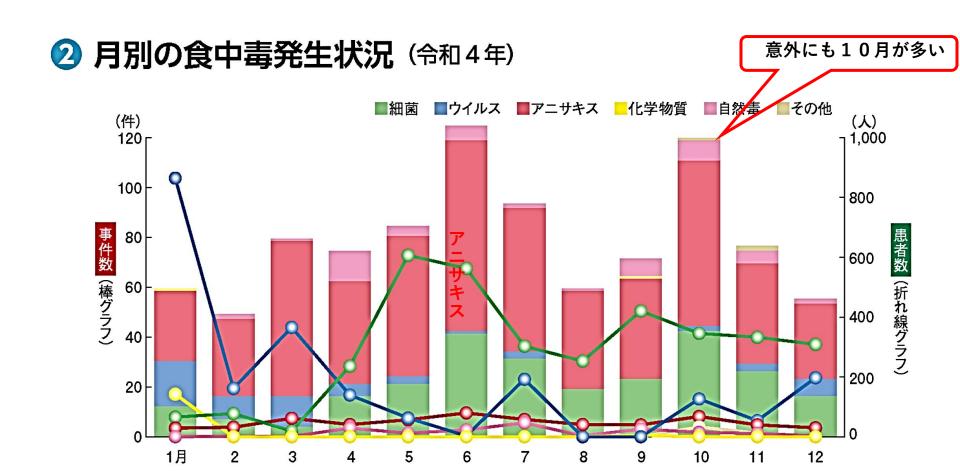
食中毒による年次別死者数(全国)



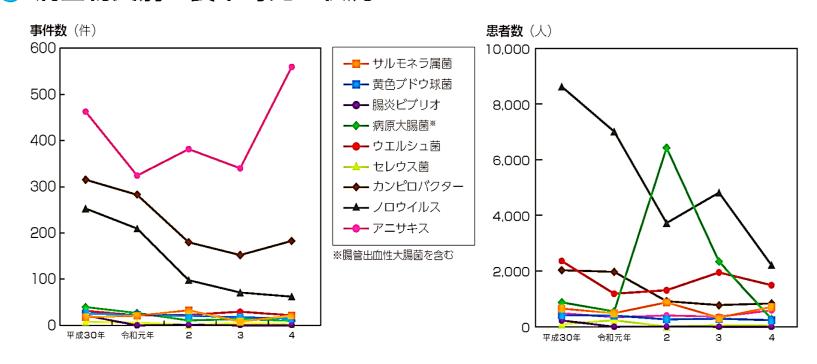
食中毒発生状況の年次推移(茨城県)

(平成26年~令和7年)





□ 病因物質別の食中毒発生状況 (過去5年間の事件数と患者数)

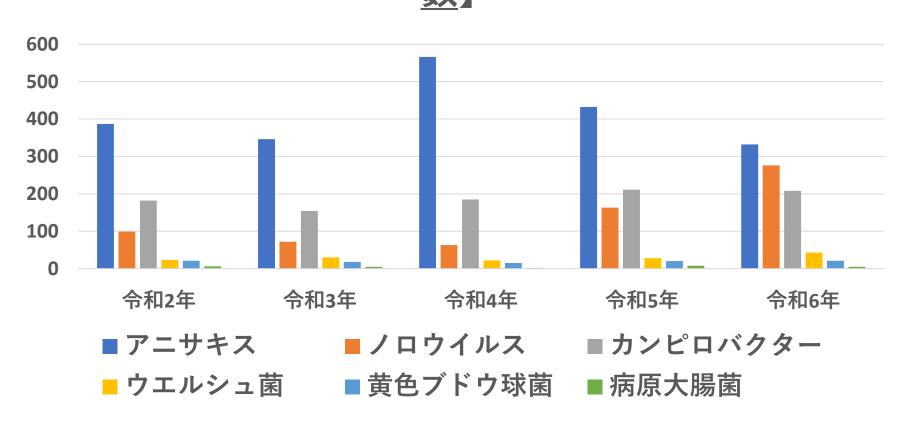


事件数のトップ3:①アニサキス ②カンピロバクター ③ノロウイルス

患者数のトップ3:①ノロウイルス ②ウエルシュ菌 ③カンピロバクター

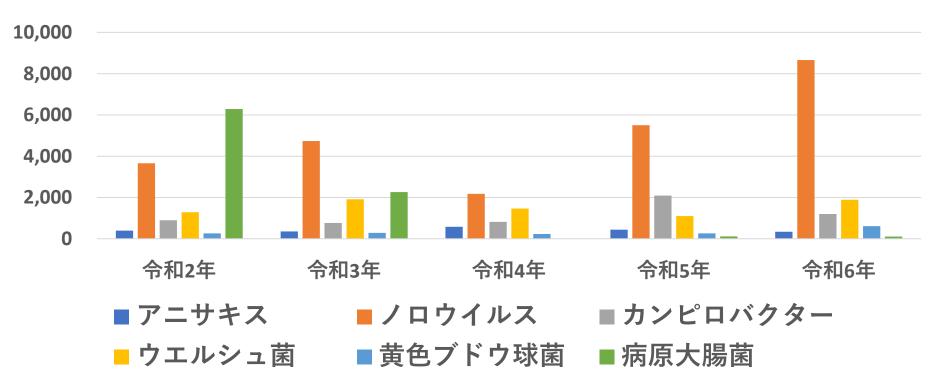
(令和4年)

全国:食中毒発生状況【病因物質別<u>事件</u> 数】

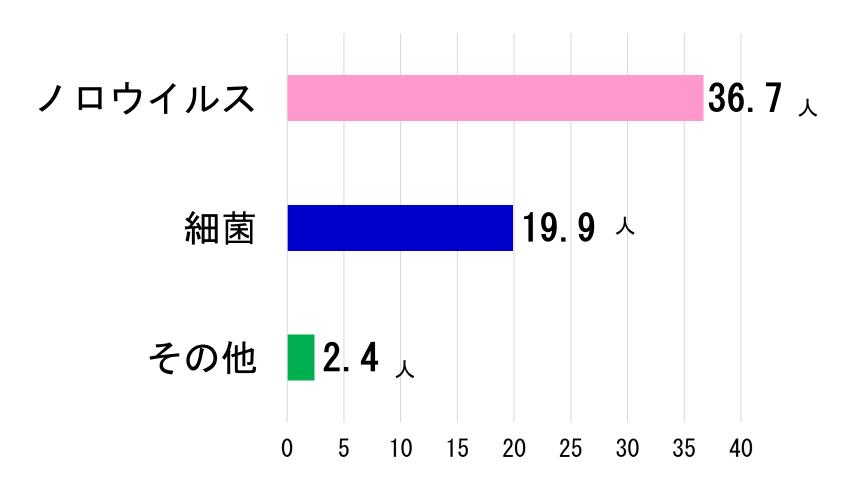


全国:食中毒発生状況【病因物質別患者

数



ノロウイルス、細菌、その他の食中毒の 1事件当たりの患者数 (R2年~R6年の5年間平均)

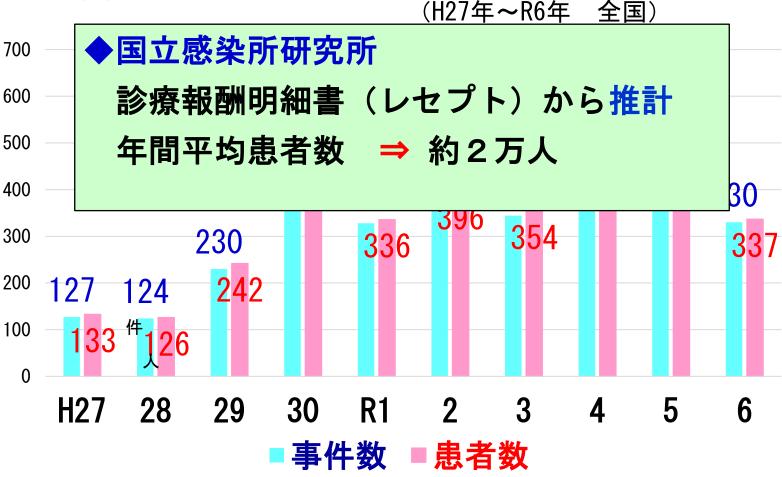


◎特に注意すべき食中毒

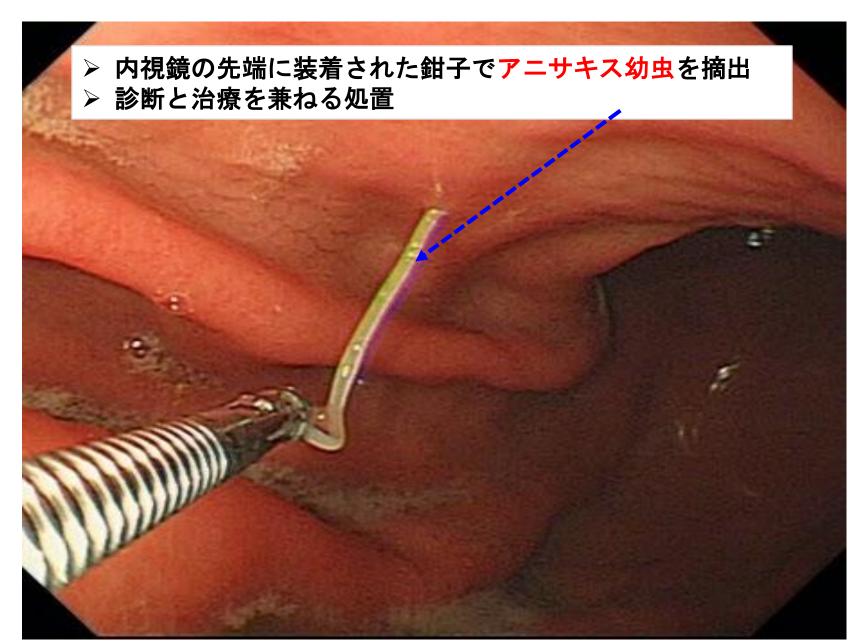
- ① 事件数の一番多い アニサキス (寄生虫)
- ② 患者数の一番多い ノロウイルス (ウイルス)
- ③ 細菌性食中毒で最も多い カンピロバクター (細菌)



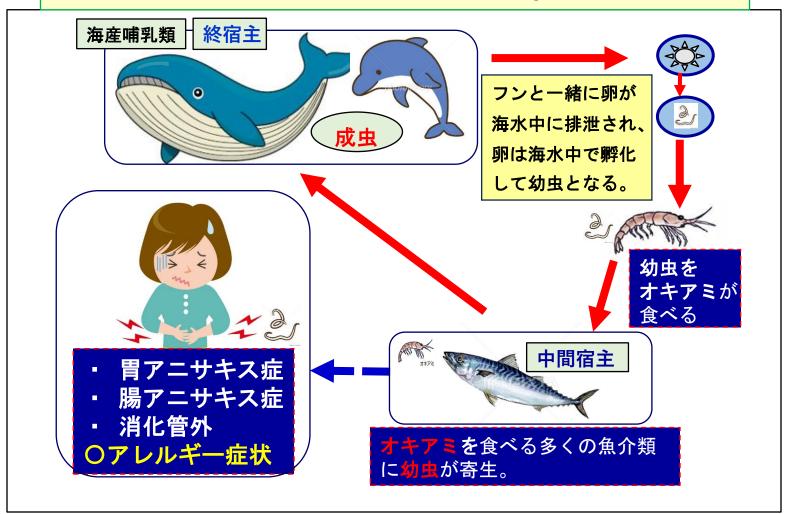
アニサキス食中毒事件数と患者数







アニサキスの生活環



飲食店・販売店・調理施設・輸食施設などで 生態集介質を扱う借さまへ

アニサキスによる

魚介類に寄生した アニサキスによる 食中毒が多く 発生しています

アニサキスの特徴

- ◆サバ、アジ、サンマ、カラオ、イワシ、サケ、ヒラメ、マグロ、イカなどに寄生する寄生金
- ◆2-3cmで、自己のタレ大い系状

食中毒の症状

生の角介盤を食べた後、1機関から数目で症状が出態

無母音フニサキス値

12時間以内に、激しいみずおりの痛み、吐き気、細吐。 無性薬フニサキスボ

十世時間以降に、激しい下療性の係み。

アニサキス食中毒の発生状況



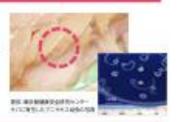
全国的にアニサキスによる資料電が多く 発生しています。

生食用は鮮度を徹底! 目視で確認!

→ より新鮮な焦を遊び、

連やかに内臓を取り除く。 ボアニヤキ3幼肉は増生している金の様が残さし、 対域が延者すると、内臓から物化が剥すること が扱っれています。内臓が付いた参も調査する 場合は、減少かに内臓を引い除さましょう。

- よ 角の内臓を生で提供しない。
- 目標で確認して、 アニサキス幼虫を除去する。



中心部までの冷凍・加熱が有効!

一般的な料理で使う食器での処理、塩漬け、しょうゆやわさびでは、

アニサキス幼虫は死滅しません。



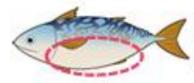
★ 清凍する。(-20℃で24時間以上)

WMATHRICK / 加州する。(70て以上, または 60でなら1分)



魚を捌く時はよく見ましょう!

- √アニサキス幼由は2~3cmの大きさなので、よく見ると発見できます。
- √器面にいる時は、ブラックライトを使用すると光って発見しやすくなります。
- □ 筋肉の飼养に遭っている場合は見えないこともあります。
- ※ ブラックライトを修てても代もない機能もいます。

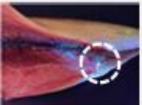


生で食べる時は、 腹身を除去することも有効です。

アニサキス幼虫は、魚が売んた後、内 裏から飲肉に移動するため、腹部(腹 身)にいることが多いです。

いないように見えても、ブラックライト(波長365nm)で照らすと・・・









筋肉を誰に替り込んでいました。

理生物動物ホームページ

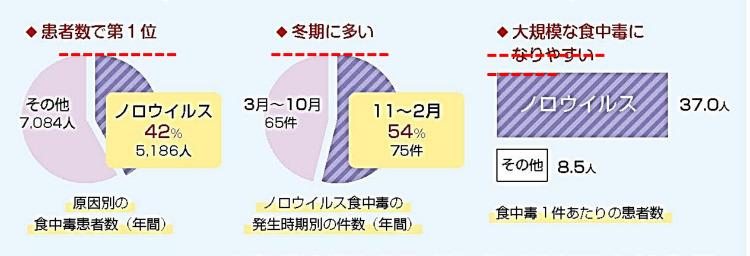




(3)主な食中毒の事例とその原因

② ウイルス性食中毒

\ ノロウイルスにょる食中毒は /



※出典:厚生労働省食中毒統計(平成30~令和4年の平均。病因物質が判明している食中毒に限る)

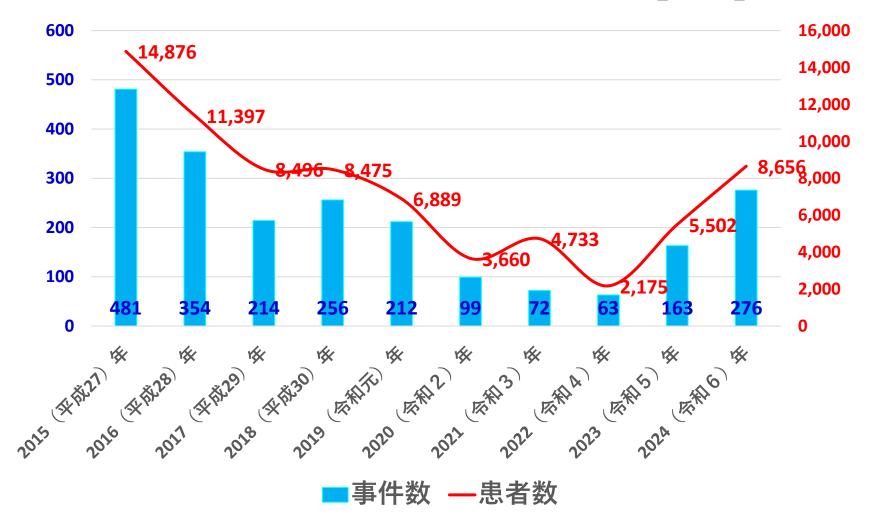
多くが、調理従事者の手指を介した二次汚染によって起こっている

1. 主な食中毒と健康被害

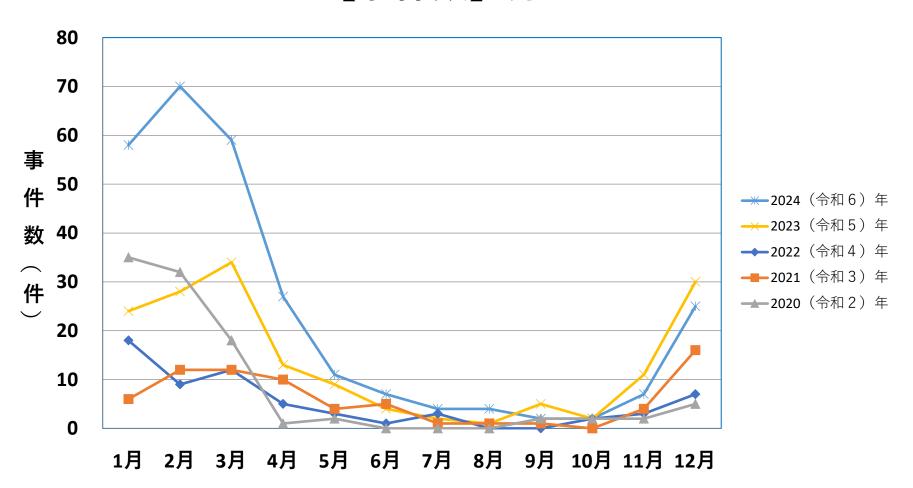
28

ポイント解説 食中毒を起こす主なウイルスはノロウイルス、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルスです。わが国で発生するウイルス性食中毒のほとんどは、ノロウイルスによるものです。冬季に多く発生しますが、最近では1年を通して発生するようになっています。しかもその多くが、調理従事者の手指を介した二次汚染によって起こっています。

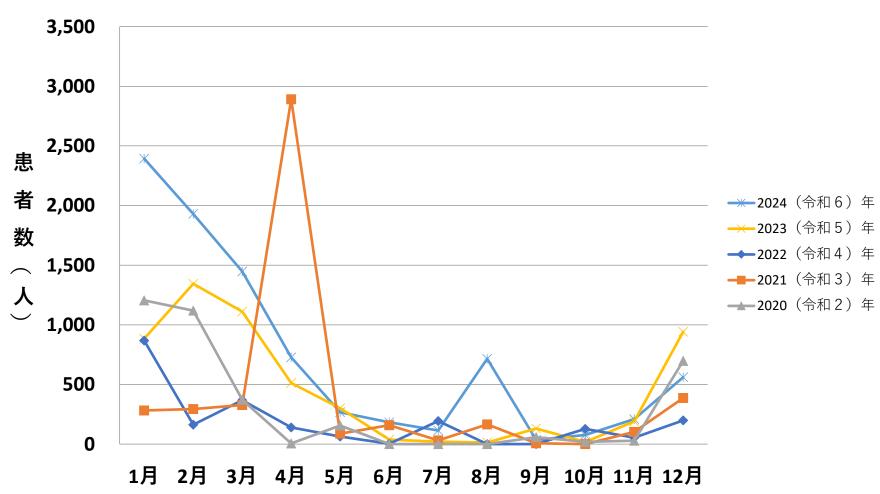
ノロウイルスによる食中毒発生状況【全国】



ノロウイルスによる食中毒発生状況 【事件数】月別



ノロウイルスによる食中毒発生状況 【患者数】月別



ノロウイルスの特徴

- ①小さい 直径約35~40nm (nm:10億分の1)
- ②宿主(ヒト)の体内(小腸上皮細胞)のみで増殖
- ③自然界での抵抗性が強い
- ④培養が難しい ⑤遺伝子として1本鎖RNAを持つ
- ⑥宿主側の要因により感染、発症に差がある
- ⑦症状消失後もウイルスを排出する

ノロウイルスの物理化学的特性

条件	抵抗性
рΗ	酸に強いので、胃を通過する。 (p H 2.7、 3 時間で感染性保持)
消毒	アルコールが効きにくい (75%エタノール、30秒で約1/10に減少)
加熱	60℃、30分で感染性保持
温度	低いほど安定
乾燥	室温で20日以上感染性を保持
凍結	不活化しない

ふん便やおう吐物のなかに 無数のノロウイルスが存在!







〇発症者

1 g あたり・・・10億個以上で、少なくても百万個程度 のウイルスが排出される。

〇非発症者(不顕性感染者)

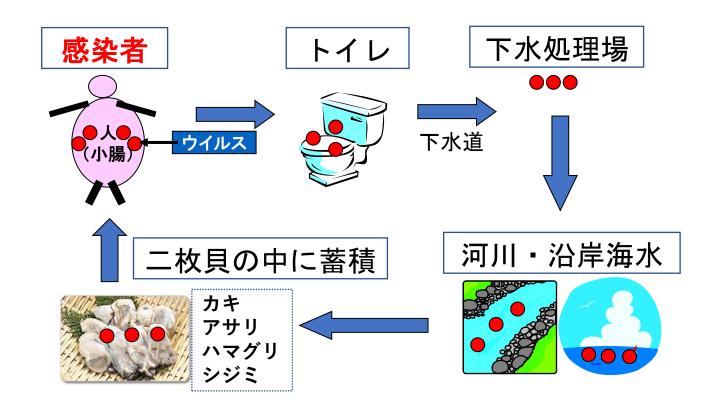
1 g あたり・・・10億個以上の大量のウイルスが排出 される場合がある。





1gあたり・・・1万個~1億個程度で、百万個程度の場合がもっとも多くなっている。

ノロウイルスの感染サイクル



調理従事者からの食品汚染防止が困難な理由

- ◆ウイルス粒子は小さく、除去が難しい
- ◆ふん便やおう吐物の中に大量にウイルス粒子が排泄 される
- ◆症状が消えた後も長期間ウイルスの排泄が続く
- ※一般に2週間、長いときは1か月間程度続くこともある。
- ◆感染しても症状が出ない場合(不顕性感染)がある
- ◆不顕性感染でも糞便中にウイルス粒子を排泄
- ◆感染力が強く、10個~100個程度で感染・発病
- ◆多彩な食品への汚染経路がある
- ◆環境中で感染性を長期間維持し、なかなか不活化 されない、消毒用アルコールが効きにくい



季節外れの感染性胃腸炎、過去最多ペースで推移…保育・ 高齢者施設で新型ノロに集団感染か

2025/10/01 05:00

🗔 保存して後で読む







高田結奈 秋野誠

例年は冬に流行する感染性胃腸炎の患者数が今年春以降、過去最多の水準で推移してお り、各地の保育施設などで集団感染も相次いでいる。新タイプのノロウイルスの拡大が原 因とみられ、専門家は予防に向けた対策の徹底を呼びかける。(高田結奈、秋野誠)



『ドンキで完売続出!?』日本初の「歯 の漂白剤」が凄すぎる。自宅の洗面所で 激白に!

【ドンキで完売続出!?】日本初の 「歯の漂白剤」が凄すぎる。自宅...

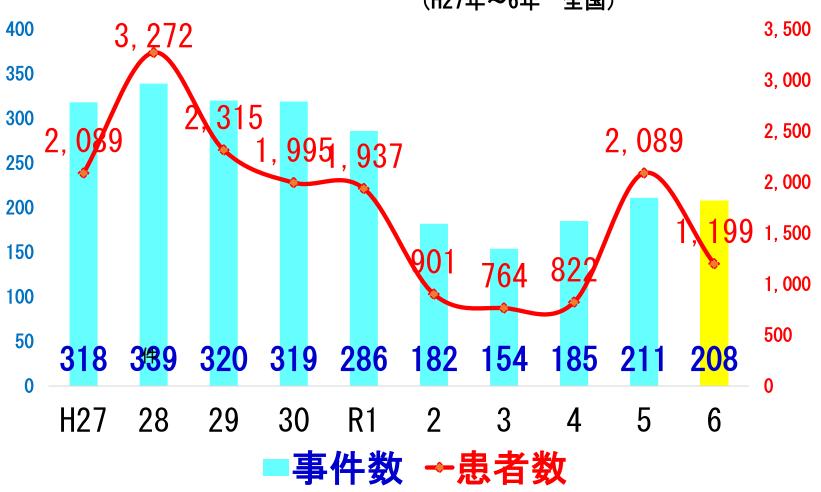
株式会社ソーシャルテック

「感染者が出た時には広げないための初動が 何より大切だ」。東京都世田谷区の特別養護老 人ホーム 「 芦花 ホーム」 の那須康樹・サービ ス係長は、厳しい表情で感染性胃腸炎への警戒 感を口にする。

約100人が入所する芦花ホームでは、職員 らが毎朝、ウイルス対策の洗浄水を用意し、入 所者が食事した後のテーブルや手すりなどをこ まめに拭く。全職員向けの感染症対応の研修も 年2回実施し、防護服の着脱や吐しゃ物の処理 の手順などを確認している。

カンピロバクター食中毒発生状況

(H27年~6年 全国)



市販鶏肉からのカンピロバクター検出状況

市販<mark>鶏肉</mark>から、カンピロバクターが高い割合で 見つかっています!

20%~100%

※過去の厚生労働科学研究の結果より (厚生労働省の研究事業において、市販鶏肉のカンピロバクター汚染調査)



カンピロバクターに汚染された鶏肉が原因



カンピロバクター

- ◆鶏は腸管内に高率に保菌している
- ◆食鳥処理場で鶏肉を広く汚染する



カンピロバクターをウシ・ブタも保菌しているが、 市販肉における汚染率は鶏肉が圧倒的に高い。





鶏肉料理を原因とするカンピロバクター食中毒事件が多発

- 力ンピロバクターは微好気性菌で5~10%程度の酸素で増殖
- ●人や動物の腸管でしか増殖しない ●乾燥に弱い
 - ⇒ 鶏肉が新鮮であるほど、カンピロバクター食中毒のリスクが高い

茨城県内のカンピロバクター食中毒事例

年	月	保健所	患者数	原因食品	不適切な事項
H29	9月	古河	17人	鳥刺し、鳥レバ刺し、 鳥たた き	<u>未加熱や加熱不十分</u> な鶏肉を提供。
Н30	4月	つくば	4人	鶏肉(モモ、砂肝、ハツ、 ささみ、レバー)、鴨レバー	加熱不十分で食べる ことを勧めていた。
	4月	つくば	5人	焼き鳥、豚バラ串、馬刺し、 鳥タタキ	加熱不十分
	9月	常総	4人	鶏のから揚げ、焼き鳥、ピザ、 牛のレバ刺し	牛レバ刺しの提供は 食品衛生法違反
H31	4月	古河	5人	唐揚げ、串焼き(ねぎま、皮、 ささみ、、ぼんじり、つくね)	※鶏胸肉からカンピ ロバクターを検出
R 2	6月	つくば	3人	馬刺し、串打ち済ささみ、 串打ち済砂肝 等	
R 3	8月	筑西	2人	牛の生レバー (推定)	自宅で加熱せず喫食
R 4	10月	つくば	7人	チーズ焼鳥 、鳥刺し	<mark>鳥刺し</mark> 、食材 1 検体 からカンピロバク ターを検出

茨城県内のカンピロバクター食中毒事例

年	月	保健所	患者数	原因食品	不適切な事項		
R5	発生なし						
R6	6月	潮来	4	炙った鳥刺し、焼鳥、串揚げ、 焼き鳥丼 等	加熱不十分		
R6	7月	筑西	8	とりわさ、ミックス鳥ホルモン、 鶏唐揚、焼鳥 等	生又は 加熱不十分		
R6	7月	水戸	2	不明	?		
R 7	6月	つくば	5	鴨ロースト、串焼き、牛さが り肉及びスペアリブ炭火焼 等	?		





カンピロバクター食中毒

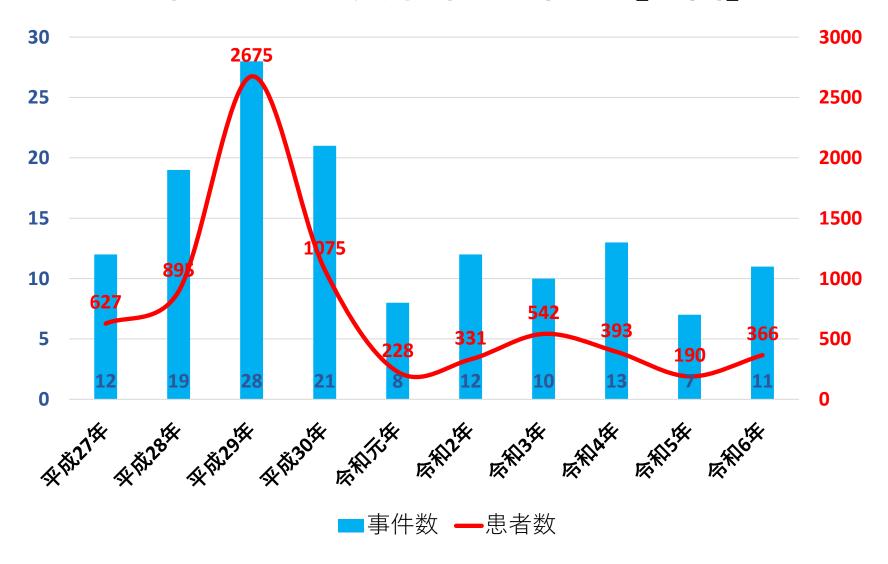
感染して数週間後に、

<u>ギラン・バレー症候群</u>を発症すること もある。 **■**

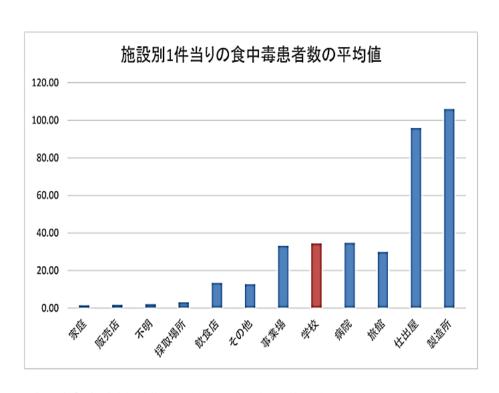
手足の麻痺、顔面神経麻^歯 呼吸用難 等を起こす

(後遺症が残ることがある)

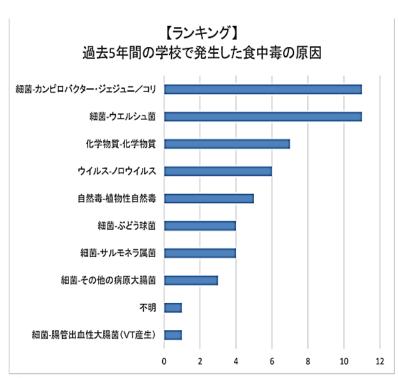
学校における食中毒発生状況【全国】



◎学校で起きる食中毒事例



厚生労働省「過去の食中毒発生状況」2020年~2024年のデータを基に作成



厚生労働省「過去の食中毒事件一覧」2020年~2024年のデータを基に作成

食中毒予防の3原則

食中毒の病因物質のほとんどが細菌やウイルスによるものです。 食中毒を防ぐためには、

- ①細菌やウイルスをつけない
- ②食品に付着した細菌を増やさない
- ③食品や調理器具に付着した細菌やウイルスをやっつけるという「食中毒予防の3原則」を徹底しましょう。



※細菌とウイルスがその性状の違いから、特にウイルスが注意が必要です。

ノロウイルス予防4原則

原則1:持ち込まない

- ・調理する人の健康管理を行い、症状のある場合には調理をしない。 調理場に入らない。
- ・感染を防ぐため、食べ物の管理や家族の健康状態にも注意する。

原則2:拡げない

- ・手が良く触れるところ(冷蔵庫の取手、ドアノブなど)をこまめに消毒する。
- ・便や嘔吐物は適切な処理をする。

原則3:加熱する

- ・ノロウイルスは熱に弱いので十分に加熱する。
- ・ウイルスの付着の疑いがある場合には、中心部を85~90℃に90 秒以上加熱する。

原則4:つけない

- ・食品へ付着させない。
- ・手洗いのタイミングに気をつけて、汚れの残りやすいところを丁寧に 洗う。
- ・調理器具をこまめに消毒する。



令和8年 令和7年 OFFICE CHESTAN

【協賛団体・企業】150 高額



一般社団は人 資本学校報会で一ビス協会 イカリ消毒体式会社 一統社はな人 食品素生態体質労働契約会 体式会社エブリー 全国和政治学科会社会会 全国もん構造生態過センター B本象品版生用深刻可能含 一般性理论人 日本教育協会 一般性別述人 日本特定的人協会

存式会社工製フードサービス 件式会社オーヤラックス 尾与硬化条式会性 **株式会社くるまやラーメン** 神式会性 光辉 三米原エフ・エフ・アイ株式会社

株式会社シー・アイ・シー

ジブラルク生命保険核式会社 株式会社セパージャパン 大日本特争印刷表式会社 等其無性 太平社 大和都合环果株式会社 美式会性 计永大一人错误 **美式会社テイクアンドギグ・ニーズ** 食食サラヤ株式会社 サントリーホールディングス株式会社 株式会社 東坪歌主和高研究所 野村田野株式会社

株式会社 フードヤーフティ会員 育土皇帝抗丈会社 三州性东京阿藤打阿其奇性 可ドリ安全解求会を 机式会性 明治 政办具用技术会社 量用メグミルク検式会性 よつ保護局技式会社

公益社団造人日本食品原生協会

都選用具市會品幣生餐会

厚生勞動者 文部科学者 全国保健所畏食 主等混合会 全国女性团体建筑设置会

量林水產營 演費者庁 全国食品汽生主管屏具建路驾驶会 一級社団法人 全国消費者団体連絡会

11月から2月まではノロウイルス食中毒予防強化期間です

ノロウイルス食中毒の予防は正しい手洗いから!





ノロウイルス食中毒予防 4





持ち込まない

調理従事者の健康管理を 徹底しましょう つけない

手洗いを 徹底しましょう やっつける

しっかりと加熱、 洗浄消毒しましょう ひろげない

嘔吐物などの適切な 処理と二次感染対策

食品事業者の皆さんへ

食品衛生協会に加入しませんか!

- ・食品営業賠償共済制度に加入できます。
- ・食品衛生指導員として地域の食品衛生活動に参加できます。
- ・検便検査等が会員価格で実施できます。

※お問い合わせは、地域の食品衛生協会か県食品衛生協会まで

【食品衛生協会とは】

○事務手続きのお手伝い…営業許可申請(新規・更新)など事務手続きの相談 ○施設の巡回・相談・助言…食品衛生指導員が施設を巡回し、衛生管理や従業員の 健康管理など相談を受けたり、助言したりしています。

○講習会などの開催 ○各種共済制度の促進



持ち込まない

お問い合わせ先▶



公益社団法人茨城県食品衛生協会

TEL: 029-241-9511 または当協会ホームページ www.ib-syoku.jp/水戸市笠原町 600-44

美国教育教育教育

👜°ノロウイルスに注意!!

冬季はノロウイルスが流行します。

ノロウイルスは、口から体内に入り感染します。

日ごろから、外出後、講理前、食事前、トイレ後などには、必ず液体石けんで手を洗う習慣を 身につけ感染を予防しましょう。

また、二次認識を防ぐため、患者のふん使やおう吐物の処理にあたっては、使い捨ての手段。 エブロン及びマスクを着用するなど十分注意をしてください。加えて、汚物を処理した後は、 液体石けんでしっかり手を洗いましょう。

感染予防の基本は「手洗い」です。 液体石けんを用い、30秒以上洗いましょう。



▶ 機線の原因

- (1) ウイルスに汚染された二枚貝などを、生あるいは十分に加熱しないで食べた。
- (2) 食品を取り扱う人(家庭で前理を行う人も含まれます。)が感染していて、その人を介して、ワイルスで汚染 された食品を食べた。
- (3) 患者のふん様やおう肚物から二次感染した。

★審証の共同生活施祉など、ヒト同士が接触する報会の多いところでヒトからヒトへ直接感染するケースも多いと BORTINES.

▶ ノロウイルスに感染すると?

請択時間(感染してから発症するまでの時間)は、約24~46時間、主な症状は、征き気・おう肚・下痢・腹痛で、

通常、これらの症状が1~2日間いた後、治ります、後遺症もありません。想染しても発症しない場合もあります。 なお、ノロウイルスは、何度も何能します。

症状が消えても数日、長い人で1ヶ月近く、ウイルスがふん様とともに抑制されます。

子どもやお年着りなど抵抗力が深い人は、特に注意してください。

▶ ノロウイルス感染の予防や拡大を防ぐ方法

- (1) とにかく石けん (動物石けんがおすすめ) で手をよく洗う。
- ★外出後、調理的、資事的、トイレ後には、必ず石けんでしっかり手を流いましょう。
- (2) 患者のふん使やおう肚物には、直接触れない。

★集者の進ん様とおう仕等には、大星のウイルスが含まれています。ノロウイルスは少量(10~100個研想)でも。 手などを介して感染します。は人様やおう社会は使い捨ての手袋もDマスクなどを事用して発症しましょう。

- (3) 汚染された場所や表現などを消毒する。
- (4) カキやアサリなど二枚目の機能展理(食品の中心能で85~90℃で90時間以上)を構成する。

消毒方法の目安

- (1) 映画あるいは高気楽雨・ 85CULTINUL
- (2) 地東系消毒剂(次亜地系数ナトリウム) --- 0.02%(200ppm)又は0.1%(1000ppm) > 約10分
 - ※指挥系術者的は、消費共享物(関係例例)によって速度を含めて使用してください。 ※程序が消費的には、資品としてビューラックス、ミルトンなどがあります。なお、代明品として程序が適自制 (商屋名:ハイター、ブリーチなど) も使えます。
 - ・ 指言系術書談を使って、手効などの体の資産をすることは絶対にしないでください。また、性素系資産制に数 性機能を選ぜると有機ガスが発生し、大変危険ですので注意してください。

詳しくは最終もの保健所へおたずねください。また、感染をや色の安全に関する情報は下記HPでご覧いただけます。

BIO SIE DT & Bill https://www.pref.haraki.jp/hekenfukushi/eiken/idwr/index.html

BOTO BY Allen https://www.pref.fraraki.jp/hekenfukushi/seici/eisei/syekuhin.html

消毒液(次亜塩素酸ナトリウム希釈液)の作り方

市順の場界系利毒剤や漂白剤は、6%くらいの意度 (使用前に表示確認) です。空ベットボトル (22) などを用い、消毒液が簡単に作れます。

●0.02% (200ppm) 次重塩素酸ナトリウムの作り方

節花が6%の場合 ベットボトルキャップ2杯間の原液を水で20に名取する。 ★ 食器、養類などの消毒に用いてください。 ただし、色落ちに注意してください。

●0.1% (1000ppm) 次重塩素酸ナトリウムの作り方

業務が6%の場合 ベットボトルキャップ8杯解の原来を水で28に名吹する。

➡ ふん使やおう吐物などの汚物を除去した後に用いてください。

★別島寺を作る際は、手袋を適用してくだかし、別島寺は光郎時に保管し、子どもなどが終れないよう注意してくだかし。 ★明確が終りにつれる東が終れますので、使用するために課型して下さいし

患者のふん便・おう吐物の処理

- ■準備品 ・使い捨て手袋 ・マスク ・エフロン
 - ふき取るための布やベーバータオル
 - ビニール袋 * 汚寒液 (次亜塩素酸ナトリウム) など

関使い他での手袋とマスク、エブロンを着用する。

トイレが汚染された場合の消毒

関心心便で汚染された便産や底は、0.1%次等毒素 数ナトリウムを十分しる込ませた使い捨ての台やベー パーケオルでふく。量が多い混合は、使い捨ての 右やベーバータオルで心き取り、その後、次至塩 素酸ナトリウムを十分しみ込ませた布やベーバー **タオルなどであいて(同一面でこすると汚染を拡** げるので注意) 消滅する。

四世用した在などは、すぐにビニール袋に入れて外 分(この物、ビニール袋に0.1%次至度素酸ナトリ ウムをしみ込む程度に入れておく) する。その 後、手をウイルスで汚染しないよう手袋をはすし て (外側を内にする)、ビニール袋に入れて処分す る。終了後、しっかりと手洗い、うがいを行う。

おう吐物の処理

同おう計争は使い捨ての有やペーパータオルなどで 外側から内側に向けて、心き取り置を折り込みな がら時かにぬぐい取る。

STANKINGSON DI RENEWES.

- ■使用した右やペーパータオルなどは、すぐにビニー ル袋に入れる。
- 図おう社物が付着していた床とその周囲を、Q.1%次 要換差離ナトリウムを十分しる込ませたをやベーバー タオルなどでおおい消毒 (次要増素製ナトリウム は鍵などの合属を腐食するので、みき取って10分 程度たった6水がき)する。
- じゅうたんなど似色する物の消毒には、水流き後、 スチームアイロンの使用も有効です。
- 図処理後は、手袋をはすしてしっかりと手洗い、う がいを行う。手袋は、使用した右やペーパータオ ルなどと同じようにビニール袋に入れて処分する。

- 汚物の処理的とその後しばらくは、大きく容を続けるなどして物気してください。
- 汚勢処理のために適用したエプロンなどの事表は、するやかに特別などで消毒してください。
- 汚刺を処理した後、488時程度は球壕 (発症) の有無に注意してください。もし、成場が疑われるような場合には、 製師の日本を受けてください。

●爪は短く、マニキュア はしない

●手指の傷・手荒れ には耐水性絆創膏 と使い捨て手袋を 着用する



手洗い方法



流水で手を洗う



洗浄剤を手に 取る



手のひら、 指の腹面を洗う



手の甲、 指の背を洗う



指の間(側面)、股 (付け根)を洗う



6

け根のふくらん だ部分を洗う



指先を洗う



手首を洗う(内 側・側面・外側) 8



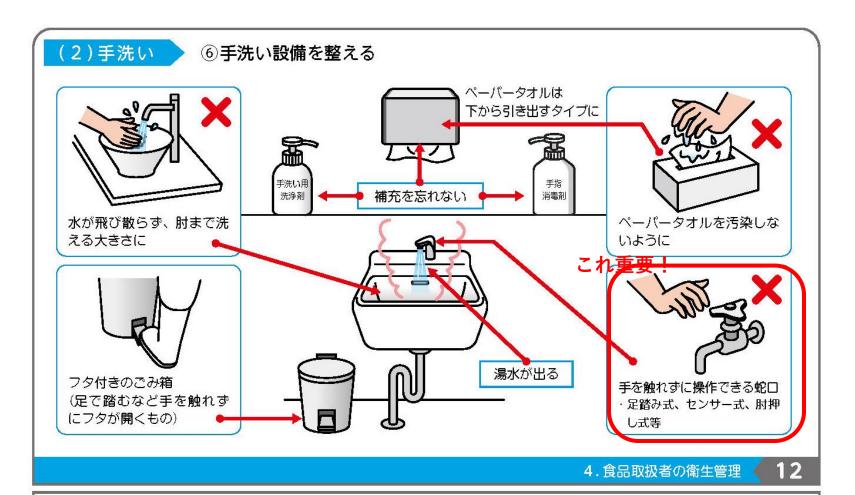
10 手をふき乾燥させる



2度洗いが 効果的です!

(2~9までをくり返す) 2度洗いで菌やウイルスを 洗い流しましょう!

「日本食品衛生協会が推奨する衛生的な手洗い」より

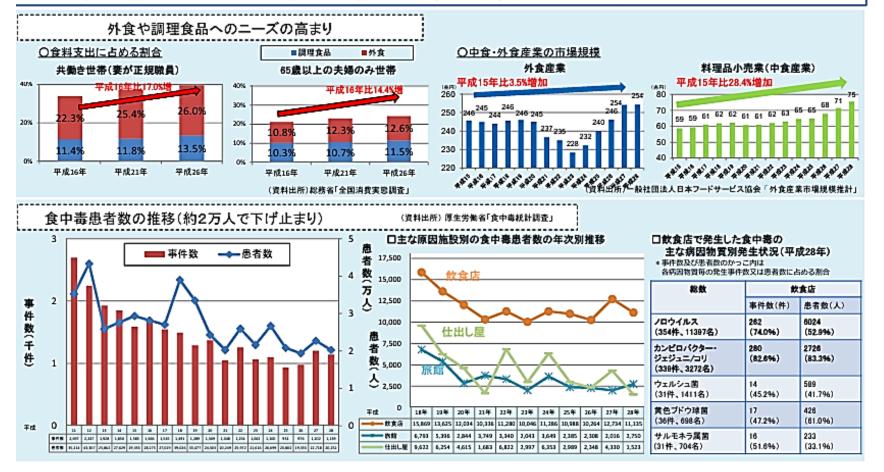


ポイント解説 手洗い設備が汚れていたり、使いづらい場所にあったり、物などが置かれて使えないような状態では、手洗いもなおざりになってしまいます。手荒れに配慮した洗浄剤および消毒剤を準備し、手を洗う際に温水が使用できるなど、手を洗うことが負担にならないように設備を整えることは手洗いの励行にもつながります。手洗いの実行を日常的な習慣とするために、手洗い設備を整えましょう。

HACCPに沿った 食品衛生管理

改正の背景・趣旨

- 前回の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、世帯構造の変化を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加等の食へのニーズの変化、 輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食や食品を取り巻く環境が変化。
- 都道府県等を越える広域的な食中毒の発生や食中毒発生数の下げ止まり等、食品による健康被害への対応が喫緊の課題。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進を見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められる。



食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)の概要

改正の趣旨

○ 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととするとともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP(ハサップ)*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を 考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

- * 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。
- 3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7. **その他**(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年)

Ⅱ. HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化

【制度の概要】

全ての食品等事業者(食品の製造・加工、調理、販売等)が衛生管理計画を作成

食品衛生上の危害の発生を防止するために 特に重要な工程を管理するための取組 (HACCPに基づく衛生管理)

コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ計画を作成し、管理を行う。

対EU·対米国等輸出対応 (HACCP+α)

HACCPに基づく衛生管理(ソフトの 基準)に加え、輸入国が求める施 設基準や追加的な要件(微生物 検査や残留動物薬モニタリング の実施等)に合致する必要があ る。

【対象事業者】

- ◆ 事業者の規模等を考慮
- ◆ と畜場[と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者]
- ◆ 食鳥処理場[食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)]

取り扱う食品の特性等に応じた取組 (HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)

各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化された アプローチによる衛生管理を行う。

【対象事業者】

- ◆ 小規模事業者(*事業所の従業員数を基準に、関係者の意見を聴き、今後、検討)
- ◆ 当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者(例:菓子の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売等)
- ◆ 提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種(例:飲食店、給食施設、そうざいの製造、弁当の製造等)
- ◆ 一般衛生管理の対応で管理が可能な業種等(例:包装食品の販売、食品の保管、食品の運搬等)
- ※ 取り扱う食品の特性等に応じた取組(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)の対象であっても、希望する事業者は、段階的に、食品衛生上の危害の 発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組(HACCPに基づく衛生管理)、さらに対EU・対米国輸出等に向けた衛生管理へとステップアップしていてとが可能。
- ※ 今回の制度化において認証の取得は不要。

【国と地方自治体の対応】

- ① これまで地方自治体の条例に委ねられていた衛生管理の基準を法令に規定することで、地方自治体による運用を平準化
- ② 地方自治体職員を対象としたHACCP指導者養成研修を実施し、食品衛生監視員の指導方法を平準化
- ③ 日本発の民間認証JFS(食品安全マネジメント規格)や国際的な民間認証FSSC22000等の基準と整合化
- ④ 業界団体が作成した手引書の内容を踏まえ、監視指導の内容を平準化
- ⑤ 事業者が作成した衛生管理計画や記録の確認を通じて、自主的な衛生管理の取組状況を検証するなど立入検査を効率化

HACCP (ハサップ) とは?



- ・食品の自主的な衛生管理の手法
- ・1970年代にNASAが宇宙食の安全確保のために考え出された。
- ・国連の食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)の合同機関である<mark>食品</mark> 規格(コーデックス)委員会が各国にその採用を推奨

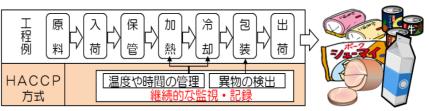
HACCP導入の必要性①

食品の国際規格を定めるFAO/WHOコーデックス委員会*において、ガイドラインが示されてから20年以上が経過し、先進国を中心に義務化。

輸出する食品にも要件とされ、国際標準これまでの衛生管理を基本としつ つ、科学的な根拠に基づき、食品安全確保の取組を「最適化」、「見える 化」。

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point) による衛生管理

- ・食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようする手法
- ・それぞれの事業者が使用する原材料、製造方法等に応じて自ら策定し、実行するため、 従来 の一律の衛生管理基準による手法よりも、合理的で有効性が高い手法である。



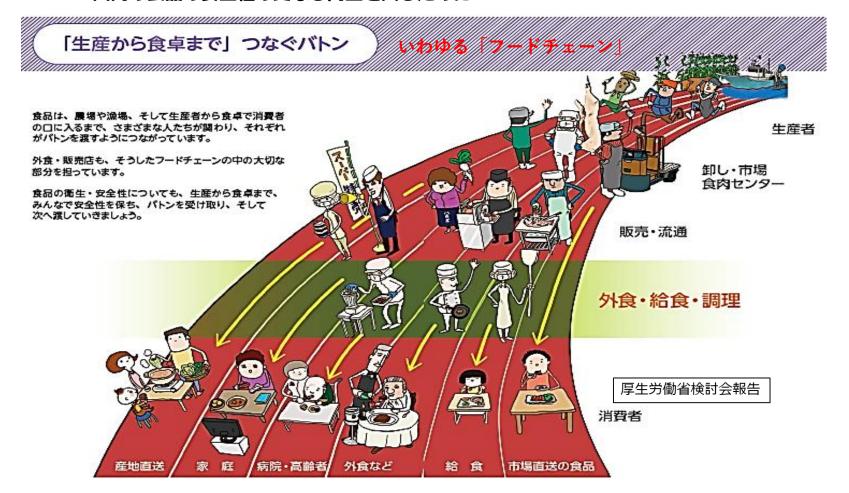
厚生労働省検討会報告

HACCPの国際標準への動向

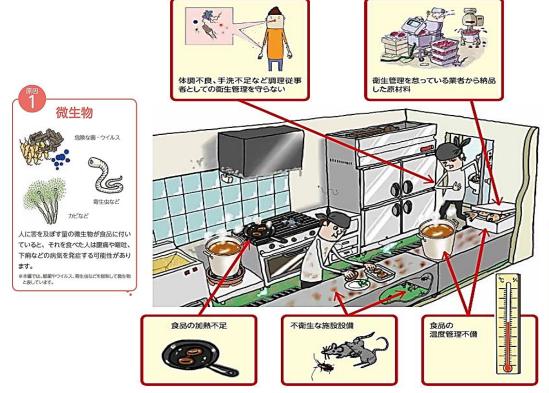
围	時期	内容(義務付け)		
アメリカ	1997年	州を越えて取り引きされる水産食品、食肉・食鳥肉及びその加工品、飲料について、順次、HACCPによる衛生管理を義務付け。		
EU	2006年	一次生産を除くすべてを義務化(小規模営業等の一部柔 軟摘要あり)		
カナダ	1992年	水産食品、食肉、食肉製品について、順次、HACCPを義 務付け		
オーストラリア	1992年	輸出向け乳及び乳製品、水産食品、食肉及び食肉製品について		
韓国 2012年		無肉加工品(蒲鉾類)、冷凍水産食品、冷凍食品(ピザ類、饅頭類、麺類)、氷菓子類、非加熱飲料、レトルト食品、キムチ類(白菜キムチ)について		
台湾	2003年 7	く産食品、食肉製品、乳加工品について		

HACCPの必要性②

> 国内の食品の安全性の更なる向上を図るために



HACCPはなぜ必要?







を詰まらせたりする危険性があります。

厚生労働省資料

HACCP適用の弾力化について

小規模・発展途上の企業におけるHACCP適用の「弾力化」

コーデックス*のガイドライン「HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) システムとその 適用のためのガイドライン(CAC/RCP 1-1969 ANNEX)」

- 小規模・発展途上の企業では、人、財源、施設、工程、知識等を考慮した弾力的な対応が重要である。
- 小規模・発展途上の企業は、効果的なHACCP計画の作成及び実施のための 財源や現場で必要となる専門的知識を必ずしも持っていないため、業界団体や 専門家、規制当局等から、専門的助言を得るべきである。

*コーデックス委員会

国際連合食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により設置された国際的な政府間組織。コーデックス委員会は、食品の安全性と品質に関して国際的な基準を定めており、WTO協定で国際基準とされている。

食品衛生法第51条第1項第1号に係る 「一般的衛生管理」に関する基準の項目

(食品衛生法施行規則 別表第17の項目)

4 \	ᆫᄗᄼᅭᄆᆚ	_ 士 /イ・	+1/1/1/10 10 10	122 /-
1) 1	[品衛生	こ 首 什っ	台毒の) 1

- 2) 施設の衛生管理
- 3) 設備等の衛生管理
- 4) 使用水等の管理
- 5) ねずみ及び昆虫対策
- 6)廃棄物及び排水の取扱い
- 7) 食品または添加物を取り扱う者 の衛生管理

- 8)検食の実施
- 9)情報の提供
- 10)回収・廃棄
- 11) 運搬
- 12) 販売
- 13)教育訓練
- 14)その他(記録と保存)

食品衛生法第51条第1項第2号に係る「特に 重要な工程を管理するための取組」に関する 基準の項目

(食品生法施行規則 別表第18の項目)

サ

ッププ

七

原

則

- 1) 危害要因の分析
- 2) 重要管理点の決定
- 3) 管理基準の設定
- 4) モニタリング方法の設定
- 5) 改善措置の設定
- 6)検証方法の設定
- 7) 記録の作成

HACCPに基づく衛生管理 ◆

8) 令34条の2に規定する営業者

その取り扱う食品の特性又は営業の規模に応じ、前各号に掲げる事項を簡略化して公衆衛生上必要な措置を行うことができる。

HACCPの考え方 を取り入れた衛生管理

HACCPに沿った衛生管理

HACCPに沿った衛生管理の制度化の全体像

全ての食品等事業者(食品の製造・加工、調理販売等)※が衛生管理計画を作成

食品衛生上の危害の発生を防止するために 特に重要な工程を管理するための取組 (HACCPに基づく衛生管理) 取り扱う食品の特性等に応じた取組 (HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理)

コーデックスのHACCP 7 原則に基づき、 食品等事業者自らが、使用する原材料 や製造方法等に応じ、計画を作成し、 管理を行う。

【対象事業

- ◆大規模事業者 (食品取扱い従事者が50人以上)
- ◆と畜場〔と畜場設置者、と畜場管理 者、と畜業者〕
- ◆食鳥処理場〔食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)〕

各業界団体が作成する手引書を参考 に、簡略化されたアプローチによる 衛生管理を行う。

【対象事業者】

◆小規模な営業者等

※ 全ての食品等事業者

- ・ 学校や病院等の営業ではない集団給食施設もHACCPに沿った衛生管理を実施しなければならない。
- ・ 公衆衛生に与える影響が少ない営業については、食品等事業者として一般的な衛生管理 を実施しなければなりませんが、衛生管理計画の作成及び衛生管理の作成及び衛生管理の実施状 況の記録とその保存を行う必要はありません。
- ・ 農業及び水産業における食品の採取業はHACCPに沿った衛生管理の制度化の対象外です。

HACCP導入の7原則12手順

手順1	HACCPチームの編成				
手順2	製品説明書の作成				
手順3	意図する用途および対象となる消費者の確認				
手順4	製造工程一覧図の作成				
手順5	製造工程一覧図の現場確認				
手順6	【原則1】 危害要因の分析				
手順7	【原則2】 重要管理点の決定				
手順8	【原則3】 管理基準の設定				
手順9	【原則4】 モニタリング方法の設定				
手順10	【原則5】 改善措置の設定				
手順11	【原則6】 検証方法の設定				
手順12	【原則7】 記録と保存方法の設定				

のための準備危害要因分析

IACCPプランの作成の品衛生法施行規則

危害の原因物質

●生物学的危害

ウイルス (ノロウイルス など)

寄生虫 (アニサキス, クドア など)

細菌 毒素型:黄色ブドウ球菌、ボツリヌス菌 など

感染型:サルモネラ、カンピロバクター、

腸管出血性大腸菌など

●化学的危害

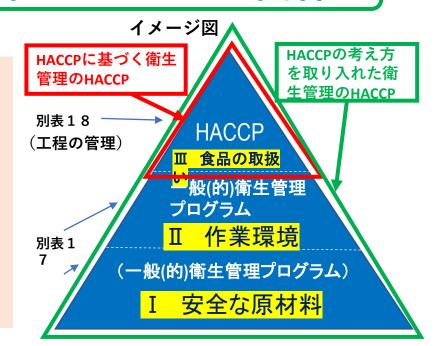
天然に存在する化学的危害 ヒスタミン,フグ毒,貝毒 など 意識的に添加した化学物質 食品添加物 など(使用基準違反は危害要因になると考える) 無意識にあるいは偶発的に加わった化学物質 殺虫剤,抗生物質,PCB,農薬 など

●物理的危害

金属、ガラス、プラスチック、石、その他の硬質異物

一般的衛生管理とHACCPの関係

HACCPシステムは、それ単独で機能するものでは、包括的な衛生で理システムの一部的に機能させるためにとなる一般が表した。 管理プログラムが必要である。



一般的衛生管理とHACCPは食品衛生管理の車の両輪である(どちらも大事)と言われている。

小規模な営業者等

- 食品を製造し、又は加工する営業者であって、食品を製造し、又は加工する施設に併設され、又は隣接した店舗においてその施設で製造し、又は加工した食品の全部又は大部分を小売販売するもの(例:菓子の製造販売、豆腐の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売等)
- 飲食店営業又は喫茶店営業を行う者その他の食品を調理する営業者 (そうざい製造業、パン製造業(消費期限が概ね5日程度のもの)、学校・病院等の営業以外の集団給食施設、調理機能を有する自動販売機を含む)
- 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品のみを貯蔵し、運搬し、 又は販売する営業者
- 食品を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み小売販売する営業者 (例:八百屋、米屋、コーヒーの量り売り等)
- 食品を製造し、加工し、貯蔵し、販売し、又は処理する営業を行う者のうち、食品等の取扱いに従事する者の数が50人未満である事業場 (事務職員等の食品の取扱いに直接従事しない者はカウントしない)

食品等事業者団体が作成する業種別手引書とは

〇目的

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む際に参考とするためのマニュアルとなる

〇業種別手引書

食品等事業者団体が作成し、厚生労働省が内容を確認し たもの

(「食品衛生管理に関する技術検討会」で審議済みです)

○自分の営業に該当する手引書が見つからない場合

原材料や製造工程が類似しており、危害要因が共通する 業種の手引書を参考にして、取り組む なお、不明な点がある場合は、管轄保健所の食品衛生監 視員からの助言を得て取り組む

厚生労働省 Mrestry of Health. Labour and Weefare

HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理のための手引書

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書

五十音順検索はこちら



(五十音順検索もできます)

厚生労働省ホームページ

等

飲食店営業に関連するおもな手引書(参考)

〇小規模な一般飲食店:詳細版、概要版 〇旅館・ホテルにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書 ○多店舗展開する外食事業者のための衛生管理計画作成の手引き Ocvs事業者向け: 簡易調理編 〇焼肉店向け 〇ホテル事業者が実施するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書 〇委託給食事業者向け ○学校給食米飯の製造 〇仕出し弁当 〇すし店向け

手引書の構成

- 〇対象業種・業態、食品又は食品群
- ○対象となる施設の規模、従業員数
- ○対象食品、食品群の詳細説明・工程
 - ・製品説明書、製造工程図
- ○団体がまとめた危害要因分析の内容
 - ・危害要因分析の結果、CCPによる 衛生管理が不要と判断される場合 はその理由
- ○衛生管理計画の様式と記載例
- ○記録の様式と記載例

〇手順書

・一般的衛生管理の項目

(例:施設・設備の衛生管理、使用水の管理、そ族・昆虫対策、廃棄物・排水の取扱い、食品等の取扱い、回収・廃棄、検食の実施(弁当屋、仕出し屋、給食施設等の場合)、情報の提供、食品取扱者の衛生管理・教育訓練)

- ・重点的に管理する項目
- ○振り返り
- ○記録の保存期間

美

HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理のための手引書 ~委託給食事業者~



令和3年5月 初版

公益社団法人日本給食サービス協会 公益社団法人日本メディカル給食協会

もくじ

1. 蒋2	\	1
2. 19 3		
ルール	を確実に適用できるよう。暗唇の責任や構液を把握しましょう	4
ルール	を整備しましょう	4
	実施しましょう	
ルール	を実行し、記録に残しましょう	6
	と実行できているが確認しましょう	
計器を	IIの管理をしましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	衛生管理	
	2.级者少者生管理	
	段簿の新生管理	
	阿斯生管理	
	(0)曾理	
	F の車扱い	
	AND	
	9·排水印取BC/	
	昆虫対策	
	建步 0对点	
情報の)提供	5
	MERCHACCP)	
	起のグルーピング	
	-プ毎のフローと各工程での妻チェックポイント	
工程的	键(HACCP)···································	æ
	rli d*	
	⁹ レルギーとは?	
	(材料等	
アレル	4-事苗防止対策	12
	・管理計画・名記修得式	
	E理計画とその記入例	
配線	式とその服入例	<u>15</u>
7 #4	· 有形有	10

営業者が実施しなければならない公衆衛生上必要な措置



PDCAサイクル

=衛生管理の見える化

学校給食における衛生管理

- ◎学校給食の衛生管理に関するルール
- ①学校給食衛生管理基準(学校給食法に基づく文部科学省告示)
- ②調理事情における衛生管理&調理技術マニュアル(文部科学省作成)⇒学校給食施設等点検票
 - ※①、②以外に「大量調理衛生管理マニュアル」(厚生労働省)がある。
 - ※「学校給食衛生管理基準」の方が「大量調理衛生管理マニュアル」より厳しい

exp.) 「学校給食衛生管理基準」

- 第4衛生管理体制に係る衛生管理基準
 - (3) 学校給食従事者の健康管理
 - <u>年1回健康診断</u>を行うこと.。当該健康診断を含め <u>年3回定期に健康状態を把握することが望ましい。</u>
- 二 <u>検便は、</u>赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型 O 157 その他必要な細菌等について、毎月 2 回以上実施すること

「大量調理衛生管理マニュアル」

- 5. その他
- (4) 調理従事者等の衛生管理
- ① <u>定期的な健康診断</u>及び<u>月に1回以上の検便</u>を 受けること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。 また、<u>必要 に応じ10月から3月にはノ</u>ロウイルスの検査を含めること。

学校給食施設等点検票

第1票

- ・建物の位置、使用区分、構造
- ・建物の周囲の状況
- ・日常点検

第2票

- ・調理室の整理整頓
- ・調理機器器具の保管状況
- ・給水設備
- ・共同調理場
- ・シンク、冷蔵庫、冷凍庫、保管室
- ・温度計、湿度計
- 廃棄物容器
- ・手洗い、消毒設備
- 便所
- ・採光、照明、通気
- ・防そ、防虫
- ・天井、床
- ・清掃用具
- ・日常点検

※特に重要と思われる項目を朱書き

第3票

- ・検収、保管
- ・使用水
- ・検食、保存食
- 日常点検

第4票

- 献立作成
- ・食品の購入、選定
- ・調理過程
- ・二次汚染の防止
- ・温度管理
- 廃棄物処理
- ・配送、配食
- ・残品
- 日常点検

第5票

- 衛生状態
- ・健康状態
- 日常点検

第6票

· 定期検便結果処置票

第7票

• 衛生管理体制

第8票

・日常点検票

第1票から第8票までの点検票、調査票は、

まさに、HACCPの考え方に沿った衛生管理の一般的衛生管理項目を網羅しています。

◎学校給食施設における点検調査のポイント

※特に重要と思われる事項

① 手洗い消毒設備及び正しい手洗いの励行

- ・給食室内及び室外でも使用するトイレが正しい手洗いができる設備か
- ・調理担当者全員が正しい手洗いをしているのか、その確認をどうしているのか

2 防虫防鼠対策

- ・異物混入の原因の一番は髪の毛、二番目に虫等微小な生物の混入が多い
- ・施設設備的に防虫防鼠対策は万全か
- ・日々の確認はどのようにされているのか

③ 温度管理

- ・調理時の加熱温度の確認、冷蔵庫、冷凍庫の正常作動の確認(記録)
- ・温度計の校正

④ 調理担当者の健康管理

- ・調理担当者の健康管理はどのようにしているのか(検便の励行、健康診断の実施)
- ・不顕性感染を考えると家族の健康チェックも必要か

- ⑤ **作業の中でイレギュラーなことが起きた時にどうするのか** (例えば)
 - ・担当者の急なお休みで担当作業が変わった
 - ・長時間の停電があった際に冷蔵庫、冷凍庫内の食品をどう取り扱うのか
 - ・同じく長時間の断水があった時に問題はないのか
 - ・献立上、初めて作るメニューや食材の種類が変わった時の対応
 - ⇒ 大きな食品事故(食中毒)の発生原因は、作業手順がいつもと違った事例もあり、食中毒の原因もそのことに起因している場合もある
- ◎ 薬剤師の皆さまに特に注目してほしいこと
 - ・洗浄剤、消毒薬の正しい使用、保管管理
 - → 保管管理が明確にされていない事例あり(食材と分別管理すること)
 - ・使用水、貯水槽の衛生管理
 - ・校長、教頭、栄養教諭、保健主事、学校医等の学校関係者との連携

校内や地域の感染症の流行状況の把握

学校環境衛生(換気、採光、照明など)の維持管理に関する指導・助言者としての職務

◎学校給食施設等点検票の確認事項の整理

ソフト面(人、環境、運用等)に関する確認 ハード面(施設、設備等)に関する確認 事項 事項 点検票 第1票及び第2票 点検票 第3票~第8票 ・施設の老朽化に伴い確認(指導)が困難 ・改善にはそれほど予算もかからず、学校側 な事例が多い。 の担当者等の裁量で改善できることが多い。 → 施設の抜本的な改修が求められると (5Sの励行、記録づけ、検便の実施など) か、理想を追い求めるのも現実的 ではない ・その場で改善が必要なこと、学校側の組織 的な対応が必要なことの仕分け ・設備の耐久性や老朽化にどう対応するの か ・組織的な対応が必要ではあるものの、担当 者、従事者の個々の意識、習慣、真面目さ → 温度計や照明など管理上早急に対応 が必要なことと中長期的に対応し などによるところも多分に有り てもらうことの仕分け 例えば、ハード面での不備は、ある程度はソフト面の対応でカバーできることが多い。

重要なのは、守るべきルールが守られなかった時にどうするのか、 予め対応を定めておくことが必要!

日々の作業の中で、普段と違うことが起きたときには要注意!

◎衛生検査点検票に出てくる用語説明①

·**ドライシステム**とは、

<u>床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム</u>です。

ドライ運用とは、ウエットシステムの調理場においてもドライシステムと同様、 床を乾かした状態で使うことです。

このシステムは、特に学校給食施設などで導入が推奨されており、以下の目的と 利点があります。

- ①食中毒菌の繁殖防止 床が乾燥しているため、細菌やカビの増殖を抑制し、食中毒のリスクを低減します。
- ②二次汚染の防止 床からの跳ね水による食品への汚染を防ぎます。
- ③快適な作業環境 調理室の湿度を抑えることで、作業従事者にとって快適な労働環境を実現します。また、長靴やゴムエプロンなどの重い装備が不要になり、身体的負担が軽減されます。

ドライシステムを実現するためには、床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用することが重要です。例えば、シンクや調理台の水返し形状、釜周りの排水が床に流れない構造、可動式の調理機器などが挙げられます。

また、ドライシステムが導入されていない調理場でも、床を乾いた状態で使用する「ドライ運用」が推奨されています。これは、作業中に水がこぼれたらすぐに拭き取る、食品を落としたら拾うなど、床を常に乾燥した状態に保つことを指します。

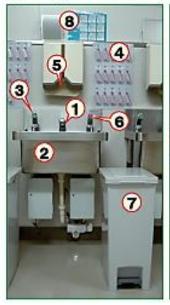
◎衛生検査点検票に出てくる用語説明②

・前室とは、 手洗いと手指の消毒をし、清潔な白衣に着替えて準備をする部屋

エアシャワーで全身の埃を落と
す



【前室】



【前室】



- ・温水が出る手洗い設備
 - 直接手指で触れない給水栓
- ② 肘まで洗える大きさの手洗いシンク
- 手洗い用石けん液
- ④ 爪ブラシ(※前室は個人用爪ブラシ。調理場内には必要に応じて整備する。
- ⑤ ペーパータオル
- ⑥ 消毒剤
- (7) ベダル開閉式のフタ付きゴミ箱
- ⑧ 手洗いの手順を示した掲示物

◎衛生検査点検票に出てくる用語説明③

汚染作業区域、非汚染作業区域とは、

<u>調理場内は、二次汚染防止の観点から食品の各調理工程ごとに、二次汚染を防止するため、</u> <u>汚染作業区域と非汚染作業区域を区分し、作業動線を明確にすること</u>が必要です。

調理従事者は、このことを強く認識し、作業することが大切です。

⇒ 床に線や色分けをして明確化する。 別部屋にして区画する。

(汚染作業区域) →レッドゾーン、ダーティーゾーン

検収室、食品庫、下処理室、返却された食器・食缶等の搬入場及び洗浄室

(非汚染作業区域) → ブルーゾーン、クリーンゾーン

調理室、配膳室、食品・食缶の搬出場及び洗浄室

(その他の区域)

更衣室、休憩室、調理従事者専用トイレ等。手洗いと手指の消毒をし、清潔な白衣に着替えて準備をする部屋

※作業上の留意点

- ・汚染区域では、作業着や手袋、マスク等の適切な衛生用具を着用する
- ・汚染区域では、手洗いやうがい等の手指衛生を徹底する
- ・汚染区域と非汚染区域の行き来は最小限にする
- ・非汚染区域では、食品に直接触れる前に必ず手を洗う
- ・調理器具や食器は汚染区域と非汚染区域で使い分ける
- ・作業の流れを一方通行にし、交差汚染を防ぐ

【学校給食施設の区分】

文部科学省 学校給食衛生管理基準 より

区 分			内 容	
学校給食施	調 理 場	作業区域	汚染 作業区域 非汚染 作業区域	検収室一原材料の鮮度等の確認及び根菜類等の処理を 行う場所 下処理室一食品の選別、剥皮、洗浄等を行う場所 検収室若しくは下処理室一肉・魚等下味付けや割卵を 行う場所 食品の保管室一食品の保管場所 返却された食器・食缶等の搬入場 洗浄室(機械、食器具類の洗浄・消毒前) 調理室 一食品の切裁等を行う場所 一煮る、揚げる、焼く等の加熱調理を行う場所 一加熱調理した食品の冷却等を行う場所 一食品を食缶に配食する場所
設			TEACH-504	配膳室 食品・食缶の搬出場 洗浄室 (機械、食器具類の洗浄・消毒後)
			その他	排水溝・天井・床・壁 更衣室、休憩室、学校給食従事者等専用トイレ、前室等 事務室等(学校給食調理員が通常、出入りしない区域)
			廃棄物置き場	

◎学校給食施設の監視体制

【行政(保健所)の監視指導】

茨城県、水戸市は毎年「食品衛生監視指導計画」を策定して、食品関連事業施設に立入 検査を実施している。

立入検査は、食中毒等健康被害の発生状況などのリスクを考慮して、ランクを5つに分け、対象業種ごとに立入検査の回数を定めている。

- ①300食/回又は750食/日以上の食事を提供する飲食店営業(仕出し屋・弁当屋)、給食施設 ⇒ 年1回以上
- ②上記以外の飲食店営業(仕出し屋・弁当屋)、給食施設
 - ⇒ 3年に1回以上
- ・給食による健康被害事例発生の際は、その都度立入検査を実施。

【(公財)茨城県学校給食会の監視指導】

学校給食会は、学校給食調理場(自校、共同調理場)に搬入する委託加工施設(米飯、パン、麺)への立入検査を定期的に実施。(1施設最低年1回以上) 異常が発生した場合には頻回実施。

◎食品の衛生管理の基本は自主管理!

- ・行政や外部民間機関(人)等が指導、助言等をしても、事業者本人(会社や法人であれば組織本体)が本気になって取り組まなければ、衛生管理は継続しない。
- ・日常の作業の中で、やっているつもりになっていて、自分(自社)では気づかないことを外部(行政、外部民間機関等)の指導、助言により気づいてもらい、自主的な改善につながる。その繰り返し。
- ・行政の指導等と異なるのは、外部民間機関(人)の指導には強制力はない。 ⇒ ある意味、外部民間組織の指導、助言には自由度がある。
- ・学校薬剤師としての指導、助言は、非常に重要かつ貴重な立ち位置からの指導、助言になると思われます。
- ・指導、助言のひと言、一言が、安心、安全な学校給食のためになる、児童生 徒の健全育成につながると信じて、学校給食担当者と向き合ってください。
- ※アレルギー食やハラル食への対応
 - ⇒ 多様化する学校給食 ⇒ 衛生管理も困難に

ご清聴、ありがとうございました。

本日の講習会が、学校薬剤師としての学校給食衛生管理活動 にお役だちしますように!



公益社団法人 茨城県食品衛生協会



検索

= POTA TEL. 029-241-9511

